

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。

平成29年11月4日以降

新標準約款を使用する

必要な作業

①改正告示後の新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示する

②運賃及び料金の変更届出を行う

(その他:H29年11月3日以前から独自の約款を使用している場合)

○標準運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運賃と料金を明確化し、別建てで収受できるよう運送約款の変更の認可を受けていただく必要があります。
その場合の手続きとしては、①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要です。